## 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に関する 意見募集の結果について

金融庁は、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン(案)」について、平成 16 年 10 月 1 日から 10 月 29 日まで意見募集を行いました。意見募集の結果の概要は以下のとおりです(御意見を踏まえたガイドラインの一部を補足修正した案は、別添)。

## 意見受領件数 401件

### (1) ガイドラインの記述の明確化、趣旨の確認に関する意見

### 119件

ガイドラインの各条の記述について、趣旨を明確にした記述を求める意見、 記述の趣旨を確認する御意見が寄せられました。

趣旨の確認に関する御意見については適切に回答を行うとともに、御意見を踏まえ、趣旨を明確化するために規定振りの変更等を行います。規定振りの変更を行う主な例は、以下の通りです。

#### <主な意見と対応>

・ 第3条第3項に関し、本人がダイレクトメールの送付を拒否できること を明確にすべきである。

(対応: 第3条第3文後半を「(事業者は)与信事業において取得した個人情報を与信事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することを、利用目的として同意させる等の行為を行うべきでなく、本人は当該ダイレクトメールの発送に係る利用目的を拒否することができる。」と修正します。)

・ (旧)第3条第3項は、個人信用情報機関への提供を利用目的として 明示することのみ規定しているが、当該利用目的の同意を得る必要があ ることを明確にすべきである。 (対応:第3条第3項末文を別項立て(第4項)にした上、「金融分野に おける個人情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を個人信 用情報機関に提供する場合には、その旨を利用目的に明示する。更に、 明示した利用目的について本人の同意を得ることとする。」と修正いた します。)

- 第4条について、「本人の意思の十分な確認」では不明確であり、「本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行う」とされたい。(対応: 御意見を踏まえて、修正いたします。)
- ・ 第11条第3項第1号は、従業者及び退職者が採用時等に非開示義務 を締結すると規定しているが、退職後も非開示義務契約を締結すること を求める趣旨か。そうとすれば、非現実的である。

(対応: ガイドラインの趣旨は、従業者が、職を退いた後においても知り得た個人データを第三者に知らせないことの契約等を採用時等に締結することを求めるものであり、趣旨を明確化するよう修正いたします。)

・ 第13条においては、個人情報の保護に関する法律第23条第4項に 定める「第三者に該当しない場合」のうち、第3号についてのみ規定が あるが、第1号及び第2号を認めない趣旨か。そうでなければ、規定を 置かれたい。

(対応: ガイドラインにおいては、個人情報の保護に関する法律に基づき 「第三者に該当しない場合」の適用を行うものであり、趣旨の明確化の ため、第1号及び第2号に関する規定振りを追加します。)

第13条第5項は、オプトアウトの使用を認めない趣旨と受け止めているが、規定振りがわかりにくい。

(対応: 意見を踏まえ、規定振りを修正いたします。)

### (2) 個別事案に関するガイドライン上の解釈を求める意見

171件

うち個人情報の保護に関する法律の解釈に関する意見

8 9 件

事業者等における個別事案に関し、ガイドライン各条違反となるか否か

等の解釈を求める御意見が寄せられました。特に、ガイドライン固有の問題ではなく、個人情報の保護に関する法律各条の解釈に関して判断等を求める御意見が多数寄せられたため、同法解釈当局と調整のうえ適切に回答いたします。それらの御意見のうち、同法の解釈上、個別の事案ごとの比較衡量、総合判断による必要があるものについては、その旨回答いたします。

#### <意見の例と対応>

・ 日本証券業協会が、証券取引法に基づき金融庁長官から委任を受けて 行う外務員登録事務のため、外務員の欠格要件である証券取引法令違反 処分の有無を会員の照会に対して回答することは、第5条第3項の「法 令に基づく場合」と解してよいか。

(対応:御意見の通りである旨回答いたします。)

・ 融資業務書類は返済満了後に倉庫等で保存しているため開示請求等に対 して検索等に時間を要する場合には、第15条に定める「業務運営に著 しい支障がある」場合として、開示を拒むことは可能か。

(対応: ガイドライン第15条は個人情報の保護に関する法律第25条に基づくものであり、同法の解釈として「著しい支障」は、支障の重大性、原状回復の困難性等により個別に適切に判断されるべきである旨、及び単に事務量が多いのみでは該当しない旨回答いたします。)

## (3) ガイドラインにおいて、個人情報の保護に関する法律の解釈上認められ ない措置を求める意見

# 2 5 件

ガイドライン各条に関して、各条の基とする個人情報の保護に関する法律の該当条項の解釈上認められない措置をガイドラインにおいて規定もしくは解釈上許容することを求める意見が寄せられました。

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律を踏まえ、金融分野における個人情報取扱事業者の個人情報の適切な取扱いの確保に関して行う活動を支援することを目的として作成しているものであることから、同法の解釈を逸脱した規定の記載及び解釈は行えない旨回答いたします。

#### <意見の例と対応>

- ・ ガイドラインの「個人情報」の定義において、公的に入手可能な情報 は除外すべきである。
  - (対応: 個人情報の保護に関する法律において、公的に入手可能な情報であっても同法第2条第1項の要件に該当するものは「個人情報」と定義される旨回答いたします。)
- ・ 委託先における個人情報の取扱いについて、委託者に監督を義務付け るべきではない。
  - (対応: 個人情報の保護に関する法律第22条において、事業者は個人情報の取扱いを委託する場合は、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないと定められている旨回答いたします)
- ・ 就職希望者や雇用者の信用調査等のための開示請求は、これを拒むことができるとガイドライン上明記もしくは法的措置をとられたい。 (対応: 個人情報の保護に関する法律において、開示請求は、同法第25 条第1項但し書き定める場合の他は、請求理由によりこれを拒むことはできないと解されている旨回答いたします。)
- ・ 本人からの開示、訂正等の請求は、事業者において妥当な請求と認める もののみ対応することとすべき。
  - (対応: 個人情報の保護に関する法律において、開示及び訂正等の請求は、 同法第25,26条に定める「応じないことが認められる場合」を除 き、事業者に開示、訂正等が義務付けられている旨回答いたします。)

### (4) ガイドラインの位置付け等に関する意見

### 2 6 件

ガイドラインが、個人情報の保護に関する法律の解釈に関する指針以外に努力措置を含む点等のガイドラインの位置付けに関する意見のほか、安全管理措置について作成している実務指針についての意見が寄せられました。

#### <意見の例と対応>

・ ガイドラインにおいては、個人情報の保護に関する法律の解釈指針としての義務規定のみを規定すべきであり、努力措置は規定すべきではない。

(対応:「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融分野は個人情報の性質や利用方法などから特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野として格別の措置を求められており、こうした観点に基づき努力措置を定めている旨回答いたします。)

・ 機微(センシティブ)情報に対する取得、利用又は第三者提供の原則禁止 規定を設けるべきではない。

(対応:機微(センシティブ)情報については、個人情報の中でも特にプライバシー保護の観点から事業者による厳正な取扱い等を規定する必要があり、金融分野の個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、取得等を原則禁止とするもの。)

・ 安全管理措置の実務指針においては、事業者に画一的な対応を求めるも のとならないようにすべき。

(回答:実務指針は、事業者における個人データの安全管理に必要かつ 適切な内容が各事業者の規程等や運用体制整備に盛込まれることを必 要としていますが、その具体的な対応方法については、各事業者の自 主的な取組みを求めるものです。)

## (5) その他、金融分野における個人情報の保護に関する意見

6 0 件

うち法制上の措置に関する意見 49件

本ガイドライン及び安全管理に関する実務指針に関する実務指針に関する(1)~(4)の意見の他、金融分野における個人情報の保護に関する意見が寄せられた。

うち、法制上の措置については、個別法の必要性について多数の意見が寄せられた。また、省庁をまたがる分野についての調整等を求める意見も寄せられた。

### <意見の例と対応>

- ・ 本ガイドラインの制定により、金融分野の個人情報保護施策は十分に実施され、他の分野よりも厳格な個人情報の取扱いを求めることとなるため、個別法は不要。
- ・ 監督、検査等を通じてガイドラインの徹底を図ることが可能であり、個 別法を制定する必要はない。
- ・ 努力措置を含むガイドラインの検査・監督措置については、検査、監督 上の評価すべき点等を明確にすべき。
- ・ 個人信用分野については、事業者により高度の注意義務を課し、罰則規 定を持つ特別法の立法を図るべき。別途、不正な手段で個人情報を取得 した者、利用した者を罰する法律も必要。委託先となる配送事業者等に おける安全管理措置について約款等の行政レベルの検討を求める。